

静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 67 号

最終改正 令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科（以下「研究科」という。）に関する事項については、静岡県立大学大学院学則及び静岡県立大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程及び専攻)

第 2 条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期 2 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 研究科に、経営情報イノベーション専攻を置く。

(教育方法)

第 3 条 博士前期課程の教育は、授業科目の授業、研究及び修士論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 博士後期課程の教育は、授業科目の授業、研究及び博士論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

(研究指導)

第 4 条 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、研究科委員会の議に基づき、本研究科の学生が、他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により受けた研究指導は、研究科委員会において審査の上、研究科において受けた研究指導とみなすことができる。

(授業科目及び単位数)

第 5 条 研究科の授業科目及び単位数は、大学院学則の別表（一）経営情報イノベーション研究科（博士前期課程）及び大学院学則の別表（二）経営情報イノベーション研究科（博士後期課程）のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 6 条 授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義時間は、15 時間の講義をもって 1 単位とする。

(2) 演習は、15 時間の演習をもって 1 単位とする。

(指導教員)

第 7 条 学生の履修及び研究等を指導するために、研究科長は研究科委員会の議に基づき、学生ごとに指導教員を定める。

2 博士前期課程においては、指導教員は、研究科担当の専任教授とする。ただし、必要があるときは、准教授又は専任講師とすることができる。

3 博士後期課程においては、指導教員規程については別途定める。

(授業科目の履修)

第8条 学生は、授業科目の履修に当たっては、授業担当教員の承認を受けた上で、指定する期日までに所定の様式により申告しなければならない。

(単位修得の認定)

第9条 授業科目の単位修得の認定は、口答又は筆答の試験若しくは研究報告の審査により、授業担当教員が行う。

2 前項に規定する単位修得の認定は、各授業科目の授業の終了する学期末に行う。ただし、特別の事情があるときは、その期日を変更することができる。

(他研究科開講科目の履修)

第10条 本研究科博士前期課程において、他研究科の科目を履修しようとする場合には、教育研究上有益と認めるときは、学生が本研究科の定めるところにより、指導教員及び当該授業科目の担当教員の承認を得た上で、必要な手続きをとらなければならない。

2 本研究科博士前期課程においては、他研究科の授業科目を履修した学生は、10 単位を限度として、修了の要件となる単位数に参入することができる。

3 本研究科博士後期課程においては、他研究科の科目を履修することはできない。

(他大学院開講科目の履修)

第11条 本研究科博士前期課程において、他大学院の授業科目を履修しようとする場合には、教育研究上有益と認めるときは、学生が本研究科の定めるところにより、指導教員及び当該授業科目の担当教員の承認を得た上で、必要な手続きをとらなければならない。

2 本研究科博士前期課程においては、他研究科の授業科目を履修した学生は、8 単位を限度として、修了の要件となる単位数に算入することができる。

3 本研究科博士後期課程においては、他大学院の科目を履修することはできない。

(成績の評価)

第12条 授業科目の成績は、優 (100 点～80 点)、良 (79 点～70 点)、可 (69 点～60 点) 及び不可 (59 点以下) の4段階に評価し、可以上を合格とする。

(単位修得の証明)

第13条 研究科長は、単位を修得した学生が願い出た場合には、単位修得証明書を交付するものとする。

(博士前期課程の修了要件)

第14条 博士前期課程の修了要件は、在学期間中に大学院学則の別表(一) 経営情報イノベーション研究科(博士前期課程)の定めるところに従って、所定の単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項に基づく認定以外、特例による修士の学位の認定は一切行わない。

(博士後期課程の修了要件)

第15条 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、在学期間中に大学院学則の別表(二) 経営情報イノベーション研究科(博士後期課程)の定めるところに従って、所定の単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2 前項に基づく認定以外、特例による博士の学位の認定は一切行わない。

(学位論文の提出)

第 16 条 博士前期課程及び博士後期課程の学位論文は、指導教員の承認を得て、研究科委員会の定める期日までに提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 17 条 学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された論文審査員が行う。

2 最終試験は、審査した学位論文を中心として、これに関連する授業科目及び外国語科目について口答又は筆答により行う。

3 学位論文及び最終試験についての合格又は不合格の認定は、研究科委員会が論文審査員の報告に基づいて行う。

(学位の授与)

第 18 条 博士前期課程の修了者には、静岡県立大学学位規程の定めるところにより、修士(学術)の学位を授与する。

2 博士後期課程の修了者には、静岡県立大学学位規程の定めるところにより、博士(学術)の学位を授与する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科規程は、平成 23 年 4 月 1 日以降の入学者について適用し、平成 23 年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の静岡県立大学大学院経営情報学研究科規程を適用する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以降の入学者について適用し、平成 26 年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規程は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規程は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同年 3 月 31 日において現に在学する者については、なお従前の例による。